平成２８年（フ）第２６１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番21―404号
債務者　坂倉　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番21―404号
債務者　坂倉サヨ子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
大阪府泉佐野市高松北２丁目５番31―205号
債務者　結城　健児
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
大阪府泉南市りんくう南浜３番地の10、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目44番６号
債務者　湊　　信雄
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
大阪府和泉市光明台３丁目１番18―206号
債務者　松浦美千子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
大阪府泉南郡熊取町久保３丁目６番14号
債務者　鮫島　有香
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―1304号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1833番地の４ラフィーネ泉佐野201
債務者　佐藤　　彩
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９４１号
札幌市北区麻生町６丁目８番12号　コーポ道下202号
債務者　八百板万里子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４０号
札幌市清田区北野２条２丁目19番８号　マンシヨン大北203
債務者　國廣　　守
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
北海道名寄市西２条北３丁目９番地２　エスパニア名寄Ⅰ　102号室
債務者　東海　美穂
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第１０６号
盛岡市西見前18地割12番地52　メルメゾン102号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２６号
盛岡市東安庭３丁目13番11号　ドミールⅠ―101号
債務者　藤原　麻美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５号
山形県酒田市北今町３番５号　自彊舎２号棟６号、前住所山形県酒田市東大町２丁目20番地の19
債務者　藤原紀美子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１２０号
群馬県高崎市貝沢町1120番地３
債務者　須川　昭徳
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２０２号
静岡県沼津市柳町５番24号　メゾンハナミズキ302、前住所静岡県沼津市大岡1716番地の１　ザ・リージェントコート相生107号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
静岡県沼津市柳町５番24号　メゾンハナミズキ302、前住所静岡県沼津市大岡1716番地の１　ザ・リージェントコート相生107号
債務者　鈴木　悦江
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
堺市南区竹城台１丁２番22―208号
債務者　梶谷伸一郎
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係